

第70回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和2年11月4日(水) 午前9時30分～午後0時10分

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

矢倉会長、中井委員(ウェブ会議の方法で出席)、島村委員、曾我部委員(ウェブ会議の方法で出席)、岡田委員

(2) 大阪市職員

馬場市民局長、田丸市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、高橋市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理

4 議題

(1) 拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件(1件)の調査審議

(2) ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

(3) 第68回・第69回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

冒頭、事務局から、案件番号「平28-16」及び「令元-職2」のヘイトスピーチ該当性等にかかる諮問については、第69回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和2年10月13日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題(1) 拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件(1件)の調査審議

○案件番号「平28-16」について、市民局から次のような報告があった。

- ・大阪市として表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定したところ、表現活動が継続されており、表現活動における表現の内容の拡散を防止する緊急の必要があったため、条例第6条第3項ただし書の規定に基づき行う条例第5条第1項による措置として、令和2年10月14日付けで、本件表現活動に係る街宣活動の様子を記録した動画(「以下「本件録画」という。)が掲載されたウェブページを含むウェブサイトを運営するプロバイダに対して削除の要請を行った。
- ・その後、同日中に同プロバイダより本件録画については非公開の設定とした旨の連絡があり、大阪市により本件録画を含むウェブページは閲覧できなくなっていることを確認した。

○上記報告に対し、審査会は上記措置が妥当であるとして特段の意見は述べないこととした。

○案件番号「平28-16」について、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問があったため、事務局からその内容の説明を受け、次回以降引き続き審議することとした。

議題(2) ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

○継続案件のうち5件について、調査審議を行った。

○5件すべてについて、次回以降引き続き審議することとした。

議題(3) 第68回・第69回会議要旨の確認

○第68回・第69回の会議要旨を確定した。

以上